

茨城県消費者基本計画（第3次）の概要

第1章 計画策定の基本的な考え方

○計画策定の趣旨

消費者を取り巻く環境の変化や消費者ニーズに対応した消費者政策を総合的かつ計画的に推進する。

○計画の性格

消費生活条例第5条第1項に基づく消費者施策の推進に関する基本的な計画であるとともに、茨城県総合計画の部門別計画である。消費者教育推進法第10条で定める県消費者教育推進計画としても位置づける。

○計画の期間

平成28年度～平成32年度（5年間）

第2章 消費生活をめぐる現状と課題

○消費者を取り巻く環境の変化

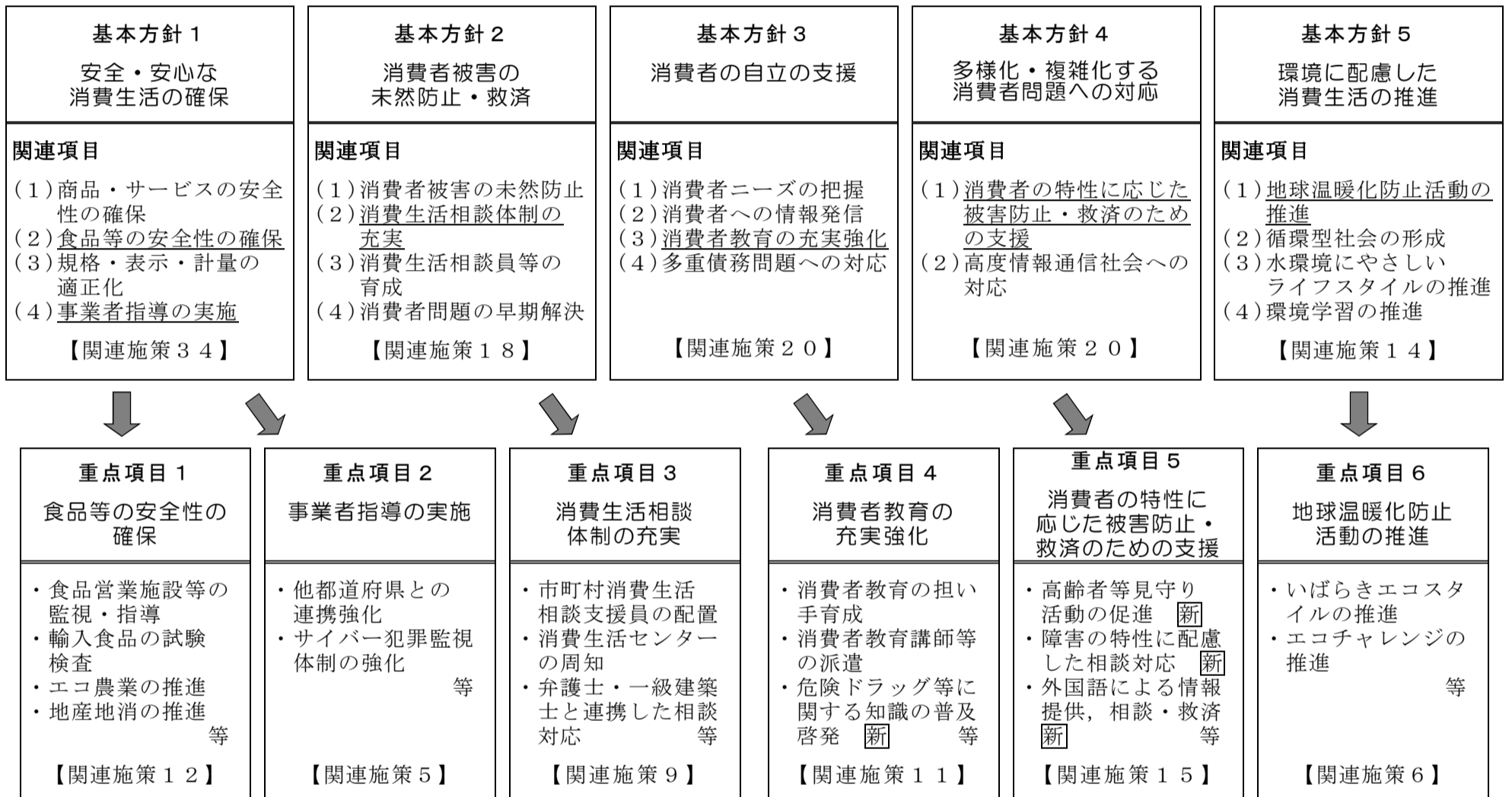
- ・高齢者の消費者被害の増加（悪質商法、ニセ電話詐欺等）
- ・インターネットに関する消費者被害の増加（架空請求等）
- ・食の安全に対する不安の増大（異物混入、偽装表示等）
- ・多重債務問題の深刻化（生活再建、ヤミ金融問題等）
- ・環境問題の深刻化（地球温暖化、ごみ処理問題等）

○消費者行政の動向

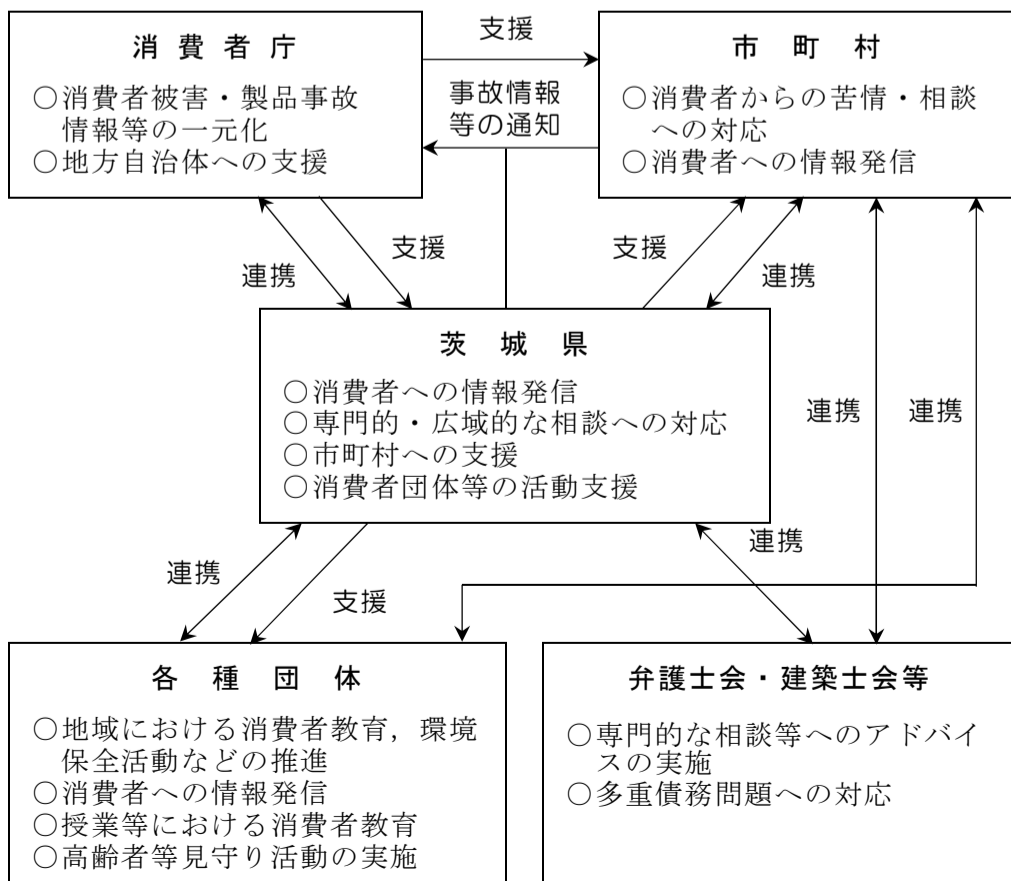
- ・国の消費者基本計画（H27～H31）の策定
- ・消費者教育推進法の制定（県の責務・義務等を明記）
- ・特定商取引法の一部改正（訪問購入に対する規制導入）
- ・景品表示法の一部改正（都道府県知事の権限強化）
- ・消費者安全法の一部改正（消費生活センター条例整備）

第3章 消費者政策の基本方針と展開

※アンダーラインは重点項目



第4章 関係機関・団体との連携強化



第5章 計画の推進体制と進行管理

○計画の推進体制

消費生活行政連絡会議（関係36課所で構成）において、課題検討や情報交換等を行う。

○計画の進行管理

毎年度、消費者施策の進捗状況等を評価・公表する。
 ・消費生活行政連絡会議での検証・評価
 ・消費生活審議会への報告
 ・県民への公表

※社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

数値目標の設定

設定指標数：18指標

主な指標名	H26 基準値	H32 目標値
・食の不安を感じる県民の割合	79.8%	50%未満
・消費者教育講師等派遣事業の受講者数（年間）	9,298名	12,000名
・市町村消費生活センター等における消費生活相談の受付割合	75.1%	85.0%
・消費生活に関する高齢者等見守り活動を実施している市町村割合（7市町村）	15.9%	100%（44市町村）
・1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量（H25値）	1,005 g	919 g